

議案第 105 号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例（昭和 41 年小田原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項第 2 号中「登録を受けた者が」を「規定による排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから」に、「専属している」を「の者を選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、神奈川県区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。

第 5 条の 10 第 1 項中「専属して」を「選任され」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

常駐又は専任を求める規制の緩和を図る観点から、排水設備工事の指定工事店に係る指定基準の見直しを行うため提案するものであります。